

新型コロナウイルス感染症の拡大により  
事業活動に影響を受けている

# 北海道の 事業者の みなさまへ

事業継続・雇用関係・納税・保険料の納付などでお困りの  
みなさまへの各種支援を実施しています。

※ 2020年6月1日現在の情報を掲載しています。

事業者向け支援についてはこちらをご参照ください

お役立ち情報（企業/事業者・働く皆様へ）：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/contactinformation.htm>

給付金等

道からの要請で休業した

売上が減少した

雇用を維持したい

子の世話で 従業員が休業した  
自分が休業した

感染拡大防止に取り組みたい

販路拡大や設備導入に取り組みたい

貸付 融資

資金繰りを改善したい

税の申告や納税が今は厳しい

社会保険料等が払えない

水道料金等の支払いが厳しい

猶予

経営や資金繰り等の悩み

北海道信用保証協会 ☎ 0120-279-540  
(公財)北海道中小企業総合支援センター ☎ 011-232-2001  
北海道よろず支援拠点 ☎ 011-232-2407

雇用や賃金等の悩み

労働相談ホットライン ☎ 0120-81-6105

相談

専門家派遣 課題に合わせたオーダーメイド型の助言・指導

(一社)中小企業診断協会北海道 ☎ 011-241-8556

詳細は1〜2ページへ

詳細は2ページへ



北海道

ホームページ「新型コロナウイルス感染症について」

北海道 コロナ 総合情報



<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/tkk/singatakoronahaien.htm>

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部



コロナに強い社会へ「新北海道スタイル」はじめよう。

事業者の皆さまへ「7つのポイント」への取り組みをお願いします。

1. スタッフのマスク着用、こまめな手洗いに  
取り組みましょう。
2. スタッフの健康管理を徹底しましょう。
3. 施設内の定期的な換気を行いましょう。
4. 設備、器具などの定期的な消毒・洗浄を行い  
ましょう。
5. 人と人との接触機会を減らすことに取り組  
みましょう。
6. お客さまにも咳エチケットや手洗いを呼び  
かけましょう。
7. お店の取組をお客さまに積極的にお知らせ  
しましょう。



新北海道スタイル

# 道内事業者のみなさまへ

# 新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援の一覧

※制度名をクリックすると、該当のページが開きます。

給付金等	道からの要請で休業した	休業協力・感染リスク低減支援金	道からの要請で おそくとも 4月25日～5月15日までの期間を継続して休業または酒類の提供時間を短縮し、感染リスクを低減する自主的な取組を行う事業者に対して支援金を支給します。 法人：30万円 個人事業者：20万円 19時以降の酒類の提供を自粛した飲食店：10万円	北海道休業協力・感染リスク低減支援金 お問い合わせセンター ☎ 011-351-6469  電子申請はこちら
	売上が減少した	経営持続化臨時特別支援金(支援金A)	「新北海道スタイル」安心宣言の取組を実践するとともに、道からの要請でおそくとも 5月19日～5月31日(一部の施設は5月24日)までの期間を継続して休業または酒類の提供時間を短縮した事業者に対して10万円を支給します。	北海道経営持続化臨時特別支援金お問い合わせセンター ☎ 011-350-7262  電子申請はこちら
		経営持続化臨時特別支援金(支援金B)	「新北海道スタイル」安心宣言の取組を実践するとともに、休業要請の対象外であって、長期間の外出自粛や自主的な休業等により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少した事業者の方に対して5万円を支給します。 ※令和2年1月から3月末までに開業した方について特例あり	
	雇用を維持したい	持続化給付金	ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少した事業者に対して、以下の範囲内で事業全般に広く使える給付金を支給します。 法人：上限 200万円 個人事業者：上限 100万円	持続化給付金事業コールセンター ☎ 0120-115-570 持続化給付金サポート窓口 ※申請に関する情報提供・サポート 北海道庁中小企業課または各(総合)振興局商工労働観光課(道庁HP参照)
		雇用調整助成金	一時休業等により労働者の雇用維持を図った場合、休業手当等の一部助成が受けられます。 助成率：中小企業 4/5 (要件を満たす場合 最大 10/10)、大企業 2/3 上限：1日あたり 8,330円	雇用助成金さつぼろセンター ☎ 011-788-2294 雇用調整助成金コールセンター ☎ 0120-60-3999 雇用調整助成金申請サポート窓口 ※申請に関する情報提供・サポート 北海道庁雇用労政課または各(総合)振興局商工労働観光課(道庁HP参照)
	子の世話で従業員が休業した 自分が休業した	小学校休業等対応助成金(雇用者/個人事業主等)	臨時休業などに伴い、子どもなどの世話で休業をした場合に助成金を支給します。 ・従業員に有給休暇(年次有給休暇除く)を取得させた事業主：1日あたり 上限 8,330円 ・個人事業主またはフリーランス：1日あたり 4,100円(定額)	学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター ☎ 0120-60-3999
	感染拡大防止に取り組みたい	宿泊事業者に対する支援	感染予防に向けた衛生関連機器等の導入を支援します。 補助率：3/4以内、1施設あたり 上限 200万円	北海道庁観光局 ☎ 011-204-5303
		感染拡大防止ガイドラインの策定、普及に対する支援	「3密」が発生しやすく、オンラインによる代替対応が困難なホテル・旅館業界(宴会部門)、ライブ・エンターテインメント業界、バス・タクシー業界における感染拡大防止の取組を支援します。 ・各業種団体による感染拡大防止ガイドラインの策定及び普及啓発に対する支援 ・ガイドラインに沿った取組を実践する事業者に業界団体から給付金を支給 各事業者等 25万円	ホテル・旅館業界(宴会部門) 北海道庁観光局 ☎ 011-206-6896 ライブ・エンターテインメント業界 北海道庁経済企画課 ☎ 011-204-5140 バス・タクシー業界 北海道庁交通企画課 ☎ 011-204-5163

# 道内事業者のみなさまへ

# 新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援の一覧

※制度名をクリックすると、該当のページが開きます。

給付金等	販路拡大や設備導入に取り組みたい	ものづくり・商業・サービス補助	<p>部品の内製化や、国内への拠点移転など、新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を支援します。</p> <p>【通常枠】補助率：中小 <b>1/2</b>、小規模 <b>1/3</b> 上限：<b>1,000万円</b>                  【特別枠】補助率：A類型 <b>2/3</b>、B・C類型 <b>3/4</b> 上限：<b>1,000万円</b>                  【事業再開枠(特別枠の上乗せ)】<b>50万円定額 (10/10)</b> ※類型については制度要綱参照</p>	ものづくり補助金事務局 ☎ 050-8880-4053
		IT導入補助金	<p>テレワークに利用できる業務効率化ツール等の導入など、ITツール導入による業務効率化等を支援します。</p> <p>【通常枠】補助率：<b>1/2</b> 上限：<b>30~450万円</b>                  【特別枠】補助率：A類型 <b>2/3</b>、B・C類型 <b>3/4</b> 上限：<b>30~450万円</b> ※類型については制度要綱参照</p>	IT導入支援事業コールセンター ☎ 0570-666-424
		小規模事業者持続化補助金	<p>小規模事業者の販路開拓のための取組を支援します。</p> <p>【一般型】補助率：<b>2/3</b> 上限：<b>50万円</b>                  【コロナ特別対応型】補助率：A類型 <b>2/3</b>、B・C類型 <b>3/4</b> 上限：<b>100万円</b>                  【事業再開枠(通常枠・特別枠の上乗せ)】<b>50万円定額 (10/10)</b> ※類型については制度要綱参照</p>	地域の商工会議所・商工会または(独)中小企業基盤整備機構 ☎ 03-6459-0866
		小規模事業者持続化補助金(一般型)に対する上乗せ支援	<p>国の小規模事業者持続化補助金(一般型)に道が<b>1/12の上乗せ補助</b>をし、事業者負担を<b>1/3から1/4に軽減</b>します。</p>	北海道庁中小企業課 ☎ 011-204-5332
		中小企業競争力強化促進事業費補助金	<p>中小企業者の新分野・新市場等への進出を支援します。</p> <p>マーケティング支援：補助率：<b>1/2以内</b> 上限：国内 <b>100万円</b>、国外 <b>200万円</b> など</p>	北海道中小企業総合支援センター ☎ 011-232-2403
		サプライチェーン対策のための国内投資促進事業	<p>国内で生産拠点等を整備する際の設備投資等を支援します。</p> <p>補助率：中小企業等 <b>2/3</b>、大企業 <b>1/2</b> 上限：<b>150億円</b></p>	サプライチェーン対策のための国内投資促進事業事務局 ☎ 03-6825-5476
融資・貸付	資金繰りを改善したい	道の融資制度(中小企業総合振興資金)	<p>【無利子融資】「新型コロナウイルス感染症対応資金」等を創設しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国统一制度(3,000万円)に加え、道独自の上乗せ制度(3,000万円)を合わせて<b>最大6,000万円</b>まで融資申込が可能</li> <li>・据置最大<b>5年間</b>、一定の要件を満たした場合に<b>3年間の実質無利子</b>及び保証料の減免</li> </ul>	北海道庁中小企業課 ☎ 011-204-5346
		日本政策金融公庫の融資	<p>【無利子融資】当初<b>3年間実質無利子</b>の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」などがあります。</p>	日本政策金融公庫各支店 (日本政策金融公庫HP参照)
		商工中金の融資		商工中金各支店 (商工中金HP参照)
猶予	税の申告や納税が今は厳しい	申告期限等の延長、納税の猶予(道税・国税等)	<p>道税や国税について期限内に申告や納税ができない場合は、申告期限の延長や納税の猶予が適用される場合があります。(市町村税も同様に適用される場合があります。)</p>	道税：最寄りの各(総合)振興局 税務担当課または道税事務所(道庁HP参照) 国税：延長 最寄りの税務署 猶予 札幌国税局猶予相談センター ☎ 0120-291-675
	社会保険料等が払えない	厚生年金保険料等の納付猶予	<p>厚生年金保険料、労働保険料等の納付の猶予が適用できる場合があります。</p>	厚生年金：各年金事務所 労働保険：北海道労働局
	水道料金等の支払いが厳しい	上下水道料金の支払い猶予	<p>支払いが困難になった方を対象に支払いの猶予が適用できる場合があります。</p>	お住まいの地域の水道局